

注記：本論考は日本国際問題研究所領土・主権・歴史センター国際政治史研究会委員の見解であり、日本国際問題研究所の見解を代表するものではありません。

戦間期の平和構想の再検討 ——現代の戦争原因論との対比・類比で

中谷直司
(帝京大学)

2023年度日本国際政治学会での報告、中谷直司「『平和的な秩序変更』の理論は政策決定の規範的な枠組となり得るか」(2023年11月12日)を拡張するかたちで、本発表を行った。本発表はJSPS科研費20H01474および19K01499の助成を受けたものである。

第一次世界大戦の衝撃を受け、戦間期には様々な平和構想が提示された。そのうち本発表では、暴力(戦争)に頼らずに既存の秩序と現実の勢力関係あるいは公正観との乖離を調整する方法を提示しようとした平和的な秩序変更論とラディカルな戦争違法化論の2つに焦点を合わせ、その歴史的な意義と現代国際政治へのインプリケーションを検討した。

以上の作業にあたって、重要な参照基準となるのは、現代国際政治学における合理的選択論に基づいた戦争原因論である。平和構想と戦争原因論では性格が対照的と見えるかもしれない。しかし、現代の戦争原因論は、もし国家間の現実の勢力関係をそのまま交渉結果に反映させることができ、かつその履行を保証する枠組があれば、戦争は起こらないとのロジックを採用している。よって、その基本的な構造は特に戦間期の平和的秩序の変更論と同一であることを、最初に説明した。さらに、こうした戦争原因論の主たる担い手である政治学者たちは、自らの理論的および実証的研究の政策への反映を強く意図している。このため、戦間期の平和構想と現代の戦争原因論の対比・類比は、前者を再検討するにあたって有用であるだけでない。なぜなら、すでに指摘したように、両者(特に戦争原因論と平和的な秩序変更論)が基本的なロジックを共有しているからである。このため戦間期の平和的な秩序変更論の再検討は、今度は、現代国際政治学の支柱の1つであり、政策的なインプリケーションも強く意識されている合理的選択論に基づいた戦争原因論の意義と問題点を批判的に検討する作業にも繋がるのである。

以上の問題意識を前提とした検討作業のポイントは2つある。1つは、実現可能性で、もう1つは、特に平和的秩序変更が——暴力は行使されないものの——暴力を背景とした不公正な法創造につながる可能性がある。

まず実現可能性については、二度の世界大戦、さらに冷戦と大規模な国際紛争が続いた20世紀の歴史を振り返れば、その困難は明らかと考えることもできるかもしれない。

ただし、戦間期の平和的秩序変更論もラディカルな戦争違法化論も、そろって当時の国際政治のあり方を批判していた。両者が特に矛先を向けたのは国際連盟である。平和的秩序変更論から見れば、既存の国際法に基づき調停や仲裁、さらに制裁で平和を維持・回復しようとする連盟の仕組みは、現実と乖離した既存の法秩序(過去の勢力関係)を現状維持側が現状変革側に一方的に押し付けるものである。それは勢力関係の適切な調整と公正性のどちらから判断しても欠陥の多い平和構想であった。次に、ラディカルな戦争違法化論の立場からは、紛争解決の最終手段として軍事制裁に頼る連盟は、真の平和機構となり得ないものであった。以上の2つの平和構想の連盟批判から何が言えるかといえば、つまり両構想は(第二次大戦直前になされた対独宥和による平和的変更を例外に)未発に終わっており、戦間期の国際秩序の崩壊をもってその妥当性を十分に判断できないことである。このこともあり、国際法学由来の平和的変更論がリアリズム的な国際政治

理解の出発点であることを明らかにした西平等『法と力』（名古屋大学出版会、2018年）も、特定の国によって担われる軍事制裁に依存する冷戦後の国際安全保障の問題点を強烈に意識しつつ、ラディカルな戦争違法化運動の意義を問い直そうとした三牧聖子『戦争違法化運動の時代』（名古屋大学出版会、2014年）も、戦間期の両構想の現代国際関係への適応可能性を結論で示唆しているのだろう。

ただし、現代の戦争原因論は、特に現実の勢力関係を交渉結果に反映する枠組が仮にあったとしても、その履行を保障する枠組の確保にはすこぶる悲観的である。その理由は先行する伝統的な国際政治学の想定と基本的に同一である。つまり、国際社会は無政府なので、深刻な利益や価値観に影響する秩序変更の平和的実施は困難という立場である。

だが、ここで再び戦間期の平和構想に戻れば、両者は基本的には未発の構想である。このため、E・H・カー（平和的変更）やサーモン・O・レヴィンソン（ラディカルな戦争違法化）などの代表的な論者は、その妥当性を国内社会で観察された暴力の役割の低下や根絶で説明した。同時にこうした国内社会の変化は、公正観の変容にも対応しているとの想定があったようだ。よって、もしその国内類推が妥当なら、伝統的な国際政治学の想定を乗り越え、国際秩序の「平和的かつ公正な」調整を実現する余地があるかもしれない。

以上のことから、本発表では、平和的変更論の主たる根拠となっているイギリスの労使紛争と、ラディカルな戦争違法化論の主たる根拠となっている米国内の州間の平和について、それぞれ暴力の介入や介入なしに平和的な変更や調整が実現したと言えるかを検討した。通史を軸とした検証ではあるが、そこから得られた結論は、物理的暴力を独占する国家による強制なしに、こうした歴史的な変化は説明できないというものである。

ただし、カーやレヴィンソンが活躍した19世紀末から20世紀前半にかけて、英米などの一部の産業社会で、日常的な社会関係からの暴力の追放が進んだことは確かである。もっとも、そこで実現したのは、暴力が果たす社会的役割の根絶ではなく、国家を担い手とする暴力の非属人的な管理であった。その上で、こうして生じた非属人的な社会的権利がまずエリート間に、ついで大衆に均霑されていった。このことを、国内の社会秩序と暴力の関係を経済学の制度論の立場から論じたノース他『暴力と社会秩序』（杉之原真子訳、NTT出版、2017年）を軸に確認した。その上で、カーやレヴィンソンらは、自ら目撃したこうした暴力管理の転換の意味を誤解した可能性が高いと結論した。

最後に、以上の検証結果は、戦間期の平和構想のユートピア性を再指摘するだけのものではない。なぜなら、少なくとも現代国際社会の現状維持勢力が掲げる「自由で開かれた」国際秩序の維持・拡張とは、つまりは日常的な国際関係から暴力を追放するプロジェクトに他ならず、そうであれば戦間期の平和構想が抱えていたのと同じ課題に答える必要があるからである。そして、現代国際政治学の戦争原因論を含めて考えても、そのための有用な方法を我々がまだ知らないことを確認し、発表を終えた。